

# 第四期りそな未来奨学生

## 募集要項

2018年9月

公益財団法人 りそな未来財団

## 第四期りそな未来奨学生 募集要項

### 1.応募資格

現在、当財団が対象とする高等学校の1年次に在学するひとり親世帯または両親のいらっしゃる世帯の生徒で、学業\*・人物ともに優秀であって学資の支弁が困難と認められる生徒とします。

\*学習成績 平均値 3.5 程度以上 (5段階評価・全教科平均)

### 2.給付期間・金額

高等学校 2～3 年次の 2 年間、月額 15,000 円 (年額 18 万円) を奨学金として給付します。奨学金は 4、8、12 月 (但し、初回振込のみ 5 月) に 4 ヶ月分ずつ本人名義の銀行口座に振込みます。

### 3.採用者数

当財団が対象とする高等学校から推薦を募り、選考の上 50 名程度を採用します。

### 4.奨学金の併用

政府や地方公共団体、または政府や地方公共団体が設立した団体が実施する奨学金については併用可(貸与・給付とも可)ですが、他の民間企業・団体の奨学金は貸与型のみ可とします (給付型について併願は可、併給は不可)。

### 5.応募方法

下記の必要書類を提出用封筒に封入のうえ、在学高校にご提出ください。在学高校にて推薦書等を添えてりそな未来財団に宛てて送付してください。

個人からの直接応募申込には応じられません。

#### (1) 応募者が記入・準備するもの

- ① 願書<書式1><書式2>
- ② 住民票 (本人及び願書記載の同居家族全員※続柄要、本籍地・マイナンバー不要)
- ③ 収入証明書 (世帯の収入の証明書) ※コピー可

#### (2) 学校より提出を受けるもの

- ① 推薦書 (学校長の推薦書) <書式3>
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書 (成績表のコピーでも可)

### 6.書類提出の締切

2018年11月30日(金)までにりそな未来財団に簡易書留にて郵送してください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### 7.採否の通知と手続き

学業成績・家計状況・課外活動などを総合的に評価し、選考の結果を 3 月中に在学高校に通知します。

## 8.今後の予定

2018年11月30日	応募締切
2019年3月	採用通知
2019年5月	奨学金振込（初回）
2019年度中	奨学生交流会
2021年3月	卒業激励会

## 9.奨学生へのお願い

奨学生に約束していただくことは以下の通りです。

1. 常に向上心をもって励み、他に迷惑をかける行為はしません。
2. 学業・スポーツ・文化活動に勤めます。
3. りそな未来奨学生としての活動に積極的に参加します。

また、年1回の「成績表」、「作文」の提出（2年次3月と卒業時）をお願いしています。

なお、休学等学校生活に変化が生じた際には、りそな未来財団にご報告ください。詳細は裏面「りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋」をご参照ください。

以 上

連絡先：公益財団法人りそな未来財団

〒135-8582 東京都江東区木場 1-5-65

TEL 03-6704-3879

### <個人情報の保護について>

りそな未来財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団としては奨学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期し、当財団の「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理いたします。

## りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋

### 第9条【異動届出】

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- (1)休学・復学・海外留学・転学または退学したとき
- (2)停学その他の処分を受けたとき
- (3)本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (4)他の奨学金の給付を受けることとなったとき

### 第10条【奨学金の休止】

奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

奨学生の学業または素行などの状況により、奨学金の交付を停止することがある。

### 第11条【奨学金の復活】

前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

### 第12条【奨学金の廃止】

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1)在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (2)学業成績または素行が不良となったとき
- (3)奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4)前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5)その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

2018年9月10日現在